

令和2年7月7日

◎浜田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎浜田委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第7号議案、第8号議案、以上3件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金」について、執行部から、医療サービスを提供するために感染リスクを抱えながらも継続して業務に従事する医療従事者や職員に対して慰労金を給付するものであるとの説明がありました。

委員から、慰労金については遡及して交付するものか。また、今後、新たに感染が発生した場合には、再度交付されるのかとの質疑がありました。

執行部からは、県内で最初に新型コロナウイルスが発生した2月28日以降、6月30日までに勤務した職員を対象としている。今後、仮に第2波、第3波と大きな感染が起きた場合については、国に検討していただきたいとの答弁がありました。

別の委員から、対象となる医療従事者には、医療事務や清掃業務など医療機関の委託先も含まれるのかとの質疑がありました。

執行部からは、当該医療機関の中での委託業務について、患者と接する業務は対象となる。各医療機関においておのおのの業務を確認し、判断した上で申請していただく形になるとの答弁がありました。

委員から、慰労金の対象となる範囲については、医療機関のほか、委託先にも周知が必要であるが、どのような形で広報するのかとの質疑がありました。

執行部からは、医療機関に対して申請手続の通知をする際に対象範囲を明記するほか、県民の方に対しては県の広報手段を活用して、周知徹底を図るとの答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス検査機器整備事業費補助金」について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化するため、保健所を設置している高知市に対し、PCR検査機器の購入経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、県と高知市において、PCR検査の役割分担について基準は定めているのかとの質疑がありました。

執行部からは、高知市での事案は高知市保健所において、その他の市町村については県衛生環境研究所で検査を行うことが考えられるが、仮に第2波、第3波と発生した際、高知市は人口が多いため、今回導入する検査機器1台だけでは対応しきれないことも想定される。その際は、県においても検査を行うなど、状況を見ながら対応していく。

また、PCR検査では、ウイルスが誤って混入するコンタミネーションが発生した場合、機器が一定期間使用できなくなるリスクがある。こうした観点からもPCR機器を県と高知市の2箇所に設置することは危機管理の面でも有用であり、高知市と連携しながら検査体制を整えていくとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金」について、執行部から、介護・障害福祉施設等で新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、サービスを提供する職員に対して慰労金を支給するものであるとの説明がありました。

委員から、申請の際の対象者の確認や、現在離職している方については、どのような形で行うのかとの質疑がありました。

執行部からは、事業所において名簿等を作成した上で申請をしていただき、離職している方など事業所において取りまとめが難しい場合は個人で申請していただくこととなるとの答弁がありました。

委員から、申請手続や支給対象について、多くの相談が寄せられるのではないかと懸念される。事業所や県民の方に対して、慰労金のわかりやすい案内ができるよう、対応窓口を設置することも検討が必要ではないかとの意見がありました。

執行部からは、慰労金交付事務の委託先と検討した上で、周知を図るとともに、きめ細かな相談対応をしていきたいとの答弁がありました。

次に、「障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」について、執行部から、障害福祉施設等に対して新型コロナウイルス感染症対策の徹底に必要な各種物品の購入などの費用を助成するものであるとの説明がありました。

委員から、これまでの各施設における新型コロナウイルス感染症の対応状況から、今後どのような対策を考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、障害者の施設においては利用者との濃厚接触は避けられないので、い

かに予防していくか徹底する必要がある。また、新型コロナウイルス以外の感染症についての対策も同様に徹底していく必要がある。職員の対応方法やマスク、消毒液などの備蓄についても施設と協議しながらマニュアル、ガイドラインにより徹底していくとの答弁がありました。

委員から、障害者施設においては特に明確なルールをつくり、利用者にわかりやすく伝えることが大切である。マニュアルやガイドラインでしっかりと示すとともに、これまでの対応を検証した上で、今後の体制を強化していくことが大事であるとの意見がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」のうち、「スポーツツーリズム推進事業委託料」について、執行部から、本県で開催されるサッカー、高知ユナイテッドスポーツクラブや野球、高知ファイティングドッグスのホーム戦に県外からの観戦者を多く呼び込み、県内の観光関連の消費拡大やPRを図るため、対戦チームの地元試合会場においてPRチラシを配布するほか、県内の宿泊施設を利用した県外観戦者へ特産品を贈呈するための経費であるとの説明がありました。

委員から、本県開催の試合について、県外からの観戦者はどのくらいを見込んでいるのかとの質疑がありました。

執行部からは、一試合につき、サッカーは50人、野球は40人を想定して計画を立てているとの答弁がありました。

委員から、県外観戦者に贈呈する特産品について、金額も含め、どのような内容なのかとの質疑がありました。

執行部からは、委託先において特産品を選定してもらうこととしており、2,000円から5,000円相当のものを準備する考えであるとの答弁がありました。

別の委員から、特産品については委託先に任せるのではなく、県において一定判断した上で選定したほうがよいのではないかと。また、特産品のPRも大事であるが、県外からの観戦者をさらに呼び込むためには、県外で宿泊の割引クーポンを渡す方法が効果があるのではないかととの質疑がありました。

執行部からは、県外からの観戦者に特産品を提供することで地産外商にもつなげていきたいとの思いで計画したが、特産品の選定も含め、改めて検討させていただきたいとの答弁がありました。

委員から、他県でも国の「Go To キャンペーン」に上乘せする形でいろいろな取り組みにより観光客を呼び込もうとする中、少しインパクトが弱いのではないかと。再度検討するとともに、事業の成果、効果については、開催期間終了後に報告いただきたい、との意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎浜田委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ なし。

◎浜田委員長 正場に復します。

それでは、ただいま協議いたしました文案により本会議で委員長報告を行うことにいたします。

なお、細部の調整については正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎浜田委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

(異議なし)

◎浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上で日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。

《業務概要、出先機関及び県外調査について》

◎浜田委員長 4月の組織委員会において、本庁業務概要調査及び出先機関調査については、当面延期することとしておりましたが、その後、各派代表者会において今年度については中止する方向性が確認されました。

また、県外調査についても、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況から、今年度は中止する方向性が確認されております。

従いまして、今年度の本庁業務概要調査、出先機関調査及び県外調査については中止することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時9分閉会)